

指定管理業務点検・評価シート（平成27年度業務）

平成28年6月27日

施設名	鳥取県立生涯学習センター (県民ふれあい会館)	所在地	鳥取市扇町21
施設所管課名	社会教育課	連絡先	担当：生涯学習推進担当 萩野 電話：0857-26-7519
指定管理者名	公益財団法人鳥取県教育文化財団	指定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日

1 施設の概要

設置目的	生涯学習の振興に資する
設置年月日	昭和54年12月15日
施設内容	○敷地面積：4,271.41㎡ ○延床面積：本館棟3,894.58㎡、ホール棟：994.74㎡ ○施設内容：ホール、講義室、パソコン研修室、大研修室、中研修室、小研修室ほか
利用料金	別紙のとおり
開館時間	月曜～土曜…午前9時～午後9時 日曜……………午前9時～午後7時
休館日	年末年始（12月29日から1月3日）、機器点検等のための臨時休館

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○施設設備の維持管理に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の保守管理及び修繕 ・施設の保安警備、清掃等 ○施設の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づく利用の許可 ・適正な管理に必要な利用者への措置命令及び施設からの退去命令 ・利用料金の徴収 ・利用料金の減免 ○その他施設の管理に必要な業務 <ul style="list-style-type: none"> ・管理施設の利用受付及び案内 ・附属設備及び備品の貸出し ・附属設備及び備品の利用指導又は操作 ・利用者へのサービス提供（自動販売機等による物品の販売を含む。） ・学校・社会教育関係団体等への視聴覚教材の貸出し ・生涯学習の振興を図るための学習相談 ・団体交流室の入居団体等への支援 ・生涯学習展示コーナー・ふれあい文庫の充実に向けた企画及び運営等の生涯学習に取り組む個人又は団体等の交流促進のための業務 ・指定管理者が独自に企画・立案した県民の生涯学習の振興を図るための業務 ・施設の利用促進
---------	---

3 施設の管理体制

管理体制	正職員（常勤職員）： 6人、非常勤職員：10人、臨時職員： 0人 [計 16人]
	館長（正職員1） <ul style="list-style-type: none"> — 総務係（事務・受付：正職員1、非常勤職員4） — 生涯学習係（生涯学習推進・学習相談：正職員2、非常勤職員2、臨時職員1） — 技術管理係（機械設備管理担当：正職員2、非常勤職員3）

4 施設の利用状況

利用者数 (人)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	27年度		4,651	4,625	5,845	5,956	5,040	5,564	6,902	7,859	5,501	4,902	7,263	8,419
26年度		4,226	3,604	4,826	6,428	4,389	6,459	6,710	8,903	4,948	5,560	6,452	7,682	70,187
増減		425	1,021	1,019	-472	651	-895	192	-1,044	553	-658	811	737	2,340

利用料金収入 (千円)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	27年度		835	634	1,147	1,507	972	1,209	1,509	1,895	1,048	995	1,118	868
26年度		676	598	838	1,516	1,166	1,021	1,656	1,809	1,068	1,226	1,027	945	13,546
増減		159	36	309	-9	-194	188	-147	86	-20	-231	91	-77	191

5 収支の状況

区 分		27年度	26年度	増 減	
収入	事業収入	利用料	13,737	13,546	191
		取扱手数料	780	782	-2
		受講・広告料	0	94	-94
		委託料	86,419	86,419	0
	小計	100,936	100,841	95	
	事業外収入	雑収益・繰越金	11	19	-8
小計		11	19	-8	
計		100,947	100,860	87	
支出	人件費	46,954	43,497	3,457	
	管理運営費	44,723	47,151	-2,428	
	事業費	9,363	10,119	-756	
	計	101,040	100,767	273	
収 支 差 額		-93			

6 労働条件等

確認項目	状況			備考
	正職員	非常勤職員	臨時職員	
雇用契約・労使協定	労働条件の書面による提示	就業規則 任用条件通知書	就業規則 任用条件通知書	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	有	有	※常時10人以上の労働者を起床する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	有	有	※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	38時間45分/週	30時間未満/週	※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	自己申告及び使用者の現認	自己申告及び使用者の現認	※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況	休暇：年20日	休暇：年20日	※幅がある場合は上限、下限を記入
給与	給与金額	199千円	145千円	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	適	※適否を記入
	支払い遅延等の有無	無	無	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	年1回実施		
	産業医の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし	※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし	※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任あり	※規模の要件あり
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否：要	選任状況：選任あり	※業種・規模の要件あり

(参考)

○労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法に基づくもの）

- ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
- ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
- ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか）
- ・1週間単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
- ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
- ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要）
- ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任）
		201人～500人（2人選任）
		501人～1,000人（3人選任）
		1,001人～2,000人（4人選任）
		2,001人～3,000人（5人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区分	取組み内容
開館時間	日曜日の開館時間の2時間延長の継続（9:00～17:00→9:00～19:00）
利用料金	各施設ごとの利用料金の引き下げの継続。 （大ホール：5,490円→5,140円、研修室：360円～1,970円→300円～1,950円など） ※上記は社会教育団体以外が利用の場合の例
予約受付	早期予約受付の継続実施（研修室：4ヶ月前、ホール：1年前）と利用申込み手続きの簡素化
その他	○生涯学習スクール「まなび」の一層の充実や「まなび・ふれあい交流会」の開催などを通じて、県民の生涯学習の成果発表の場の確保と生涯学習の普及振興に取り組んでいる。 ○県と連携し、広報誌「生涯学習とっとり」の発行等を通じて生涯学習に関する情報収集と情報提供を積極的に行っている。県内の学校と地域の連携の姿の取組を取り上げた。 ○「パソコン講座」、「ふるさと再発見生涯学習講座」2講座、「家庭教育支援講座」2講座、「生涯学習公開講座」1講座を開講し、生涯学習の振興に取り組んだ。 ○駐車場の看板を、利用者にはわかりやすい表示に改善した。

8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	利用団体へのアンケート、窓口での聞き取り、自主事業参加者へのアンケート
------------	-------------------------------------

利用者からの苦情・要望	対応状況
駐車場が空いているのに満車表示で入庫できない	設置業者に対応依頼し、調整した。その後も異常時には手動で対応する。
公衆電話がない。	設置済。
電話の対応に対する苦情。	全職員に適切な対応をするよう指導した。
雪かきの遅れによる苦情。	除雪車の不調による遅れ。スコップ等により対応した。
車止めゲートがあるため、足の不自由な利用者の方が玄関近くで降車できなかった。	車止めゲートの位置を変更した。

利用者からの積極的な評価
・スタッフの対応がとても親切で使いやすい ・掃除が行き届き気持ちよい

9 指定管理者による自己点検

<p>〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕</p> <p>○「未来をひらく鳥取学」及び「生涯学習情報提供システム運用」の受託事業の充実 「未来をひらく鳥取学」運営と生涯学習情報提供システムの運用について、専属の職員を配置して積極的に取り組んだ。「生涯学習とっとり」では、特集ページを設け、生涯学習の成果を地域づくりに生かしている団体等の紹介を行った。また、鳥取県広報連絡協議会に加盟し「生涯学習とっとり」のスクリーニングを受け、評価を得た。</p> <p>○自主企画講座について 当財団調査室、県教委文化財課、県埋蔵文化財センター、倉吉市教委、琴浦町教委等と連携して「ふるさと再発見生涯学習講座（歴史）」を開催し、受講者から高い評価を得た。またそのほか自然や家庭教育支援、生涯学習公開講座等の充実した講座を開催することができた。どの講座の受講者からも高い評価を得ている。</p>
<p>〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕</p> <p>○生涯学習事業の充実 「未来をひらく鳥取学」について、平成27年度の9講座から6講座となり、大学との連携講座である特別講座が3講座追加となった。また、新たな業務として通常講座の6講座のうち4講座のライブ配信業務が加わった。ライブ配信業務のように新たな業務や見直しがあると対応が難しい面もあるが、指定管理者として生涯学習の推進のために可能な限り対応していききたい。</p> <p>県教育審議会の答申に沿った独自事業の実施についても事業のあり方を見直していきたい。</p> <p>○施設設備の改修について ホール幕、屋上防水改修、自家発電設備改修について県に要望する。（ホール幕はH27改修予定）その他、ホール舞台機構全般、ホール・ロビー・講義室系空調機や、外壁の老朽化があり、県教委と協議して計画的に要望していく。</p> <p>○施設の貸出について 平成25年度休館により、休館前より利用者数は低迷していたが、平成27年度は24年度の約92%に達した。新規の利用者も増加傾向にある。今後もインターネットや情報誌等で利用をよびかけるとともに、利用者に安全で快適な学習の場を提供するため利用者ニーズを把握し、改善して利用者増に努めたい。</p> <p>○施設の有効活用について パソコン研修室を他の部屋に移動し、床の張替、壁改修等を行い、稼働率の高いフローリング室に改修した。</p> <p>○駐車場不足について 駐車場改修により駐車可能台数が増えたが、施設規模に比べると日常的に不足している。平成27年度にはハートフル駐車場の屋根を移設した結果、駐車可能台数が3台増えた。</p>

10 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
<p>〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕</p> <p>○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応</p>	3	利用者の安全等のため、設備の点検・保守等が適正に行われた。
<p>〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕</p> <p>○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施</p>	3	利用許可、料金の徴収・減免など、協定書に沿って適正に管理されている。
<p>〔その他管理施設の管理に必要な業務〕</p> <p>○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作</p>	3	会館の受付・案内、附属設備・備品の貸し出しなど、協定書に沿って適正に管理されている。
<p>〔利用者サービス〕</p> <p>○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応</p>	3	利用者アンケートや自主企画講座実施の際のアンケートでも高評価を得ており、利用者サービスの向上に努めている。
<p>〔その他〕</p> <p>○施設の機能を利用した生涯学習の振興</p>	3	生涯学習スクール「まなび」による団体活動の支援、まなび・ふれあい交流会の開催など生涯学習センターとしての機能を活かした生涯学習の振興を事業計画通り実施している。
<p>〔収入支出の状況〕</p>	3	堅実な管理運営を行い、経費削減努力によって、利益を上げている。
<p>〔職員の配置〕</p>	3	受託事業の増に伴い、人員の充実、組織体制の見直しを行った。
<p>〔会計事務の状況〕</p> <p>○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書（月次）における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 ○必要な規程類の整備</p>	3	協定書に沿って適切な管理が行われている。
<p>〔関係法令の遵守状況〕</p> <p>○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 （労働基準、労働安全、障がい者雇用等） ・環境関連法令 （大気、水質、振動、廃棄物等） ・その他の法令 ○県内発注（鳥取県産業振興条例）</p>	3	協定書に沿って適切な管理が行われている。
<p>〔県の施策への協力〕</p> <p>○障がい者就労施設への発注</p>	3	協定書に沿って適切な管理が行われている。
<p>総 括</p>	3	協定書に沿って積極かつ堅実な施設の管理運営に努め、制度の趣旨に沿った成果を上げている。

-
- 《評価指標》 5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
- 4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
- 3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
- 2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
- 1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。
- ※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。